

訪問介護 利用料金表

ヘルパーステーションさくら
(単位：円/回)

訪問介護	基本サービス費 (1割負担)	身体介護中心			
		20分未満	20～30分未満	1時間未満	1時間30分未満
		167円/回	250円/回	396円/回	579円/回
		1時間30分を超える身体介護30分ごとに84円			
		生活援助中心			
		20～45分未満	45分以上		
		183円/回	225円/回		
		身体介護＋生活援助の場合			
		20分以上	45分以上	70分以上	
		67円/回	134円/回	201円/回	
	初回加算	200円/月			
	緊急時 訪問介護加算	100円/回			
	夜間早朝加算	基本サービス費に 25% 加算/回			
	深夜加算	基本サービス費に 50% 加算/回			
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1月あたりの総単位数×10.0%				
特定処遇改善加算 (Ⅱ)	1月あたりの総単位数×4.2%				
キャンセル料 (実費)	予定したサービスの定められた金額に対し	前日18時までに連絡いただいた場合	無料		
		予定時刻の1時間までに連絡いただいた場合	1割		
		予定時刻直前の連絡または連絡なしの場合	5割		
特定事業所加算	(Ⅰ)	所定単位数の 20% を加算			
	(Ⅱ)	所定単位数の 10% を加算			
	(Ⅲ)	所定単位数の 10% を加算			
	(Ⅳ)	所定単位数の 5% を加算			
	(Ⅴ)	所定単位数の 3% を加算			
その他実費を いただくもの	交通費(実費相当分または1kmあたり20円)				

※初回加算(新規)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行った際に同行した場合。

※緊急時訪問介護加算

利用者やその家族等から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

※夜間早朝加算

夜間(午後6時～午後10時)又は早朝(午前6時～午前8時)に指定訪問介護を行った場合。

※深夜加算

深夜(午後10時～午前6時)に指定訪問介護を行った場合。

※特定事業所加算

訪問介護員等及びサービス提供責任者について、介護職員の基礎研修の受講、介護福祉士の資格取得など段階的なキャリアアップを推進する観点から加算。

※介護職員処遇改善加算

厚生労働省が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、サービス利用料金及び諸加算を加えた額の1000分の100に相当する額が加算されます。

※特定処遇改善加算

厚生労働省が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、サービス利用料金及び諸加算を加えた額の1000分の42に相当する額が加算されます。

- 記された金額はすべて、定められた単位数に対する1割負担の金額です。(本人の合計所得金額に応じて負担割合は変わります。) 介護保険料のお支払状況により、3割負担の金額になったり、一旦全額(10割)ご負担いただいたうえで9割を市町村等より後日給付してもらうようになることがあります。また、利用者の所得等によって、市町村等による減免が受けられる場合があります。

ただし、担当の介護支援相談員(ケアマネジャー)〔介護予防にあつては地域包括支援センター(または委託の居宅介護支援事業所)〕が作成した1ヶ月の計画単位数を超過した場合は、超過単位数について10割相当額(減免は受けられません)をお支払いいただきます。

詳しくは担当のケアマネジャーにご相談ください。

- 訪問介護の「基本サービス費」は、日中(午前8時～午後6時)のご利用料金です。早朝夜間および深夜は、それぞれ上記金額に対し25%、50%加算されます。
2人のヘルパーによるサービスを行った場合は、2人分に相当する金額になります。
- 「キャンセル料」は、利用者様の都合でサービスを休まれる場合に、上記の条件にしたがってお支払いいただく場合があります。例えば「身体介護2(3,960円)」の場合、1割で396円、5割で1,980円になります。
- 「交通費」は、通常の事業の実施地域を越えてサービスを実施した場合に、お支払いいただく場合があります。なお、自動車による訪問の場合、通常の事業の実施地域との境界を起点として計算します。
- これら以外にもご負担をお願いする場合がありますが、その都度ご相談させていただきます。

(令和3年4月1日現在)